平成２３年（フ）第１５号
新潟県佐渡市戸地807番地
破産者　金津　孝之
1　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
2　一般調査期日　平成24年11月14日午後１時10分
平成24年７月９日　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第２９号
愛媛県今治市伯方町有津甲827番地10　ＮＴＴ有津第一社宅203号、前住所愛媛県今治市伊方甲2321しまなみ造船瀬戸山寮216、前々住所愛媛県今治市伯方町木浦甲1358番地１
破産者　土居　弘政
1　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
2　一般調査期日　平成24年10月１日午前11時20分
平成24年７月10日　松山地方裁判所今治支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１０２号
松江市八幡町880番地35
破産者　有限会社サーキュレーション山陰
異議申述期間　平成24年９月７日まで
平成24年７月10日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０３号
松江市山代町614番地２、前住所松江市東出雲町錦新町５丁目６番５号
破産者　狩野　俊二
異議申述期間　平成24年９月７日まで
平成24年７月10日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
松江市美保関町千酌1116番地
破産者　金﨑　勝利
異議申述期間　平成24年９月７日まで
平成24年７月９日　　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
宮崎県都城市都原町7315番地２、前住所宮崎県串間市大字南方144番地
破産者　島田　秀幸
異議申述期間　平成24年９月10日まで
平成24年７月10日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市屋敷町５番３号
破産者　細田　　実
免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
平成24年７月６日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

免責許可決定

平成２４年（フ）第７９号
愛知県一宮市花池３丁目７番１―105号　花池コーポラス106号
破産者　髙嶋　笙子
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

免 責 取 消

平成２４年（モ）第８２００８号（基本破産事件平成２２年（フ）第１０９７６号）
千葉県松戸市牧の原２丁目171
破産者　海老原　弘
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　破産者について免責を取り消す。
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第７７号
東京都葛飾区新小岩１丁目51番８号
再生債務者　三陽殖産有限会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区四谷２丁目４番18号第３アマシンビル９階　嘉本法律事務所　弁護士　嘉本　益巳
平成24年７月５日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第１９号
群馬県高崎市高浜町1062番地
再生債務者　ミヤマブロイラー株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式35万株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金１億9500万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
5　募集株式の数　普通株式３株
6　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金1000円
7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
8　増加する資本金の額　金3000円
9　増加する資本準備金の額　金０円
平成24年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第２４号
静岡県富士宮市北山3302番地
再生債務者　株式会社富士アサヒブロイラー
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式1000株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
3　減少する資本金の額　資本金5000万円全額
4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式と引換えにする金銭の払込期間における募集株式の引受人による最初の出資、及び会社法の定める手続のいずれもが終了した日
平成24年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第５０号
東京都練馬区上石神井３丁目12番19号
再生債務者　今井　榮一
1　決議に付する再生計画案　平成24年６月20日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年９月11日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年９月３日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年８月28日
平成24年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２３年（再）第１０２号
東京都世田谷区成城８丁目４番11号
再生債務者　横田　浩介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４０号
福岡市南区塩原３丁目21番18号
再生債務者　株式会社西通りプリン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第４１号
東京都江戸川区南篠崎町４丁目６番17号
再生債務者　株式会社西通り東京
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第４号
新潟市江南区木津工業団地６番１号
再生債務者　山崎運輸株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月６日　　新潟地方裁判所民事部